

一般社団法人岩手県テニス協会加盟登録規則

(趣旨)

第1条 一般社団法人岩手県テニス協会（以下「本協会」という。）定款（以下「定款」という。）第11条及び第45条の規定に基づき、会費の負担及び加盟登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類)

第2条 本協会の会費の種類は、次のとおりとする。

- (1) 加盟金 定款第9条第1項第1号に規定する正会員として新たに加盟する者の会費
- (2) 年会費 定款第9条第1項第1号に規定する正会員が毎年度負担する会費
- (3) 加盟登録料 定款第9条第1項第2号に定める個人登録会員が毎年度負担する会費

(加盟金)

第3条 正会員の加盟金は、1団体20,000円とし、個人は徴収しない。

(年会費)

第4条 正会員の年会費は、次のとおりとする。

- (1) 団体 20,000円
 - (2) 個人 2,000円
- 2 個人の正会員は、第2条第3号に定める加盟登録料は徴収しない。

(加盟登録料)

第5条 加盟登録料は、次のとおりとする。ただし、重複する場合はいずれか高い方の登録料を納入する。

- (1) 本協会競技登録者
 - ア 一般 2,000円
 - イ 学生 1,000円
 - ウ 60歳以上 1,000円
 - エ 高校生及び小中学生 500円
 - (2) 公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本テニス協会が認定する資格取得者 500円
 - (3) 定款第24条に定める役員 500円
 - (4) 上記のほか本協会の事業を賛助するために加盟登録した者 500円
- 2 前項第1号の本協会の競技登録者については、岩手県在住者及び岩手県出身の学生とする。ただし、公益財団法人日本スポーツ協会が定める国民体育大会ふるさと選手制度により、岩手県をふるさととして登録することが見込まれる者として会長が認めた者については登録することができる。

(会費の納入方法)

第6条 定款第10条第1項により加盟した団体は、加盟した年度末までに、本協会に会費を納入しなければならない。

- 2 定款第10条第1項及び第2項により加盟した個人は、別に定める登録システムにより登録の上、居住地、勤務地又は所属クラブ登録の市町村協会を通じて、年会費又は加盟登録料を本協会に納入しなければならない。ただし、岩手県高等学校体育連盟所属テニス部員は同連盟を通じて、小中学生は所属団体を通じて、加盟登録料を本協会に納入することができる。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月28日から施行する。
- 2 一般財団法人への移行前の岩手県テニス協会に加盟していた団体については第2条に定める加盟金を徴収しない。
- 3 一般財団法人への移行前の岩手県テニス協会の平成31年度の年会費を納入した団体については第2条に定める当該年度の年会費を徴収しない。
- 4 一般財団法人への移行前の岩手県テニス協会の平成31年度の競技登録料を納入した者については第2条に定める当該年度の加盟登録料を徴収しない。